



2022年5月12日

各位

会社名 日本空港ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋
(コード番号 9706 東証プライム)
問合せ先 専務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
(TEL. 03-5757-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第78回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月24日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年6月24日(予定) |

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 <条文省略></p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <条文省略></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">【削 除】</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 <現行どおり></p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>

第3章 株 主 総 会

第13条～第15条 <条文省略>

(株主総会参考書類等のインターネット開示
とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及
び連結計算書類に記載又は表示をすべき事
項に係る情報を、法務省令に定めるところ
に従いインターネットを利用する方法で開
示することにより、株主に対して提供した
ものとみなすことができる。

【新 設】

第17条～第18条 <条文省略>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社に取締役15名以内を置く。

【新 設】

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に
終了する事業年度のうち最終のものに関す
る定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の

第3章 株 主 総 会

第13条～第15条 <現行どおり>

【削 除】

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、
株主総会参考書類等の内容である情報につ
いて、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のう
ち法務省令で定めるものの全部又は一部に
ついて、議決権の基準日までに書面交付請
求した株主に対して交付する書面に記載し
ないことができる。

第17条～第18条 <現行どおり>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社に取締役15名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である
取締役は4名以内とする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）の任期は、選任後1年以内に終了
する事業年度のうち最終のものに関する定
時株主総会の終結の時までとする。

【削 除】

任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

【新 設】

【新 設】

【新 設】

(選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 <条文省略>

3 <条文省略>

(欠員)

第22条 取締役に欠員ができた場合で、法定の員数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任を次回の定時株主総会まで延期することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

2 <条文省略>

第24条 <条文省略>

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 <現行どおり>

3 <現行どおり>

【削 除】

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

2 <現行どおり>

第23条 <現行どおり>

(取締役会の招集及び通知)

第25条 <条文省略>

2 <条文省略>

3 取締役会の招集通知は、会日より3日前に取締役及び監査役に対し発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

第26条 <条文省略>

【新 設】

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条～第31条 <条文省略>

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当会社に監査役5名以内を置く。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び通知)

第24条 <現行どおり>

2 <現行どおり>

3 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対し発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

第25条 <現行どおり>

(取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条～第31条 <現行どおり>

第5章 監査等委員会

【削 除】

【削 除】

(選任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(欠員)

第35条 監査役に欠員ができた場合で、法定の員数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任を次回の定時株主総会まで延期することができる。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集及び通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に監査役に対し発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。

【削除】

【削除】

【削除】

(監査等委員会の招集及び通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(監査等委員会の決議)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

【削除】

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第42条～第45条 <条文省略>

【新 設】

【新 設】

【削 除】

第6章 計 算

第35条～第38条 <現行どおり>

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第78回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第78回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

る。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。